

平成20年第1回上富田町議会臨時会会議録

開会期日 平成20年5月16日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	池口公二
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	吉田盛彦	12番	井潤治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	目崎譲	総務政策課長	小倉久義
総務政策課 企画員	山崎一光	総務政策課 企画員	浦勝明
総務政策課 企画員	藪内昭孝	総務政策課 企画員	山本敏章
住民生活課長	清水一則	住民生活課 企画員	和田精之
住民生活課 企画員	福田稔	住民生活課 企画員	高垣通代
住民生活課 企画員	藪内博文	住民生活課 企画員	廣井哲也

住民生活課 企画員	平田隆文	税務課長	池田秀明
税務課企画員	深見芳治	産業建設課長	大江克明
産業建設課 企画員	堀悦明	産業建設課 企画員	脇田英男
産業建設課 企画員	宮本正明	産業建設課 企画員	植本亮
上下水道課長	和田幸太郎	上下水道課 企画員	植本敏雄
上下水道課 企画員	菅根清	教育委員会 総務課長	吉田充伸
教育委員会 総務課企画員	笠松真年	教育委員会 生涯学習課長	木村勝彦

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第 4 報告第 2号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 3号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 報告第 4号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 報告第 5号 平成19年度上富田町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 8 報告第 6号 平成19年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 9 報告第 7号 平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正
予算(第5号)
- 日程第10 報告第 8号 平成19年度上富田町特別会計老人保健補正予算
(第2号)
- 日程第11 報告第 9号 平成19年度上富田町特別会計介護保険補正予算
(第3号)
- 日程第12 報告第10号 平成19年度上富田町特別会計介護保険繰越明許費繰越
計算書
- 日程第13 報告第11号 平成19年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業
補正予算(第2号)

- 日程第 14 報告第 12 号 平成 19 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 5 号)
- 日程第 15 報告第 13 号 平成 19 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
補正予算(第 3 号)
- 日程第 16 報告第 14 号 平成 19 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 17 報告第 15 号 平成 19 年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業
補正予算(第 2 号)
- 日程第 18 報告第 16 号 平成 19 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正
予算(第 3 号)
- 日程第 19 報告第 17 号 平成 19 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正
予算(第 3 号)
- 日程第 20 報告第 18 号 平成 19 年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越
明許費繰越計算書
- 日程第 21 議案第 36 号 平成 20 年度上富田町一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 22 議案第 37 号 平成 20 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業
補正予算(第 1 号)
- 追加日程第 1 辞職第 1 号 上富田町議会議長の辞職許可について
- 追加日程第 2 選挙第 1 号 上富田町議会議長の選挙について
- 追加日程第 3 辞職第 2 号 上富田町議会副議長の辞職許可について
- 追加日程第 4 選挙第 2 号 上富田町議会副議長の選挙について
- 日程第 23 選任第 1 号 上富田町議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 24 選任第 2 号 上富田町議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 25 選任第 3 号 上富田町議会特別委員会委員の選任について
- 日程第 26 選任第 4 号 上富田町議会特別委員会委員の選任について
- 日程第 27 選挙第 3 号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 28 選挙第 4 号 富田川治水組合議会議員の選挙について
- 日程第 29 選挙第 5 号 上大中清掃施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 30 選挙第 6 号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について
- 日程第 31 選挙第 7 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に
ついて
- 日程第 32 推薦第 2 号 上富田町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 33 選出第 1 号 上富田町体育協会理事の選出について

日程第 34 議案第 38 号 監査委員の選任について

追加日程第 5 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前9時30分

議長（池口公二）

皆さん、おはようございます。

平成20年第1回臨時会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第1回上富田町議会臨時会を開会します。

暫時休憩します。

休憩 午前9時31分

（臨時会の進め方を事務局より説明）

再開 午前9時32分

議長（池口公二）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（池口公二）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において9番、榎本 敏君、10番、木本眞次君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（池口公二）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。本日、ここに平成20年第1回上富田町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところ、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、今回の臨時会に付議します案件は、土壌改良剤製造共同作業場に係る調停申立事件につきまして、平成20年4月15日に和解が成立しましたので、これらに要する経費についての平成20年度補正予算2件の承認と、監査委員さんが任期となりますので、選任同意をお願いするものであります。

及び条例の一部改正が4件、平成19年度一般会計、特別会計補正予算と繰越明許費繰越計算書が合わせて14件について専決処分をしていますので、報告をし、ご承認を求めます。

それでは、ご審議をお願いいたします諸議案につきまして、その概要を説明いたします。

報告第1号は、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。改正の内容は、消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、公務災害による消防団員等の対象扶養親族の補償基礎額の加算額について、200円から217円に増額し、本年4月1日から適用するものです。

報告第2号は、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。戸籍法の一部改正に伴い、戸籍に記載された個人情報を保護するため、5月1日より、戸籍抄本等の交付請求をする者の本人確認等が必要となったため、今回、これらに関する条文の引用の整備を行うものであります。

報告第3号は、上富田町税条例の一部を改正する条例であります。改正の内容は、地方税法の一部を改正する法律等に基づくものであり、今回、法人税法における公益社団法人等が収益事業を営む場合に限り法人税の納税義務が生じること、また、住民税の一部を出身地の自治体などに寄付できる「ふるさと納税制度」の導入により、寄付金控除の適用下限額について、現行の10万円を5,000円に引き下げ、平成21年度分以降の住民税から適用すること、納税の便宜や徴収の効率化を図る観点から、65歳以上

の方に支払われる公的年金等から町民税を平成21年10月より特別徴収の方法で徴収することができることが主な改正点でございます。その他、法改正による条文の変更及び繰り上げ等の整備を行っています。

報告第4号は、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

年々、医療費が伸びる中、平成15年より改正を行わないで運営をしてきたところですが、平成20年度において基金の残額が少なくなり、また医療費の伸びを見込み、10%程度の増額改正を予定していましたが、平成19年度決算見込みで財政調整交付金等が予算額よりも多く交付され、基金も見込み額以上に残ることから、今回、医療費分と後期高齢者支援分の税率は据え置くこととしました。

しかしながら、介護納付金につきましては、今までも拠出金に対して不足が生じていますので、基金を取り崩して運営をしてきました。

こうしたことから、今回、介護納付金の当初調定で約270万円、対前年度比で7%程度の増額改正を予定しています。

なお、今後の医療費の動向等により、21年度以降においては改正の必要性が生じることも考えられますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

その他、後期高齢者支援金等の導入等に伴う関係条文の見直し等の改正も行っています。

報告第5号は、平成19年度上富田町一般会計補正予算(第6号)であります。

今回の補正は、各事業費の精査及び本年度の実質収支を見込んだ最終予算で、既定額から1億3,266万3,000円を減額し、予算総額を51億6,317万4,000円と定めています。

なお、一部繰越明許費となりますが、基金よりの繰入金の減額とともに若干の繰越金が見込まれる決算となることを報告いたします。

報告第6号は、平成19年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。

この計算書は、平成19年度の鳥淵住宅建設事業について、当初、建設場所を白滝団地に予定していましたが、付近の同意等が得られなかったことから、白滝農園さんの土地に変更したことにより、工法の検討とともに不測の日時を要したためでございます。

また、市ノ瀬橋改良事業と水穂住宅建設事業についても、用地買収や工法の検討に不測の日時を要したことから、同様に年度内に事業が完成しなかったため、平成20年度へ合計で2億3,361万3,000円を繰り越しましたので、その繰越明許費について報告するものです。

なお、ただいま説明しました報告第6号までと、報告第7号の平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第5号)から報告第18号の平成19年度上富田

町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書までの特別会計に係る補正予算及び繰越明許費繰越計算書についても、各会計の精査及び本年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、それぞれ専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

次に、議案第36号は、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第1号）であります。

今回、既定額に4,497万5,000円を追加し、予算総額を44億7,197万5,000円と定めています。

補正の内容は、冒頭に申し上げました上富田町土壌改良剤製造大型共同作業場明け渡し調定に係る建物明け渡し請求調停が成立しましたので、この調停条項に基づき所要の経費として、総務費の一般管理費で相手方に支払う3,500万円及び顧問弁護士への委託料997万5,000円を措置しています。なお、財源につきましては、特別会計砂利採取碎石事業からの繰入金を充当しています。

議案第37号は、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業補正予算（第1号）であります。

今回、既定額に4,497万5,000円を追加し、予算総額を7,377万7,000円と定めています。補正の内容は前議案と関連するもので、砂利企業基金を取り崩し、一般会計へ繰り出し措置をするものです。

議案第38号は、監査委員の選任についてであります。

現委員の井上秀男氏が本年の6月9日付で、また木本眞次委員が本日付で任期満了となることから、後任の選任人事について同意を得るものです。

以上が本臨時会に上程いたします諸議案についての概要でございます。詳細については、担当課長並びに企画員より説明しますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、去る4月1日付で人事異動を発令しています。本議会より説明員として出席していますので、副町長より異動発令をした課長並びに企画員について紹介をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（池口公二）

ただいま町長から、4月1日付の職員の異動に関する説明員の紹介について許可していただきたいという旨の通知がございます。これについて許可をいたします。

副町長、平見君。

副町長（平見信次）

おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動の発令をしました課長並びに企画員の紹介をさせて

いただきます。

大谷総合センター長の藪内昭孝です。

総務政策課企画員の山本敏章です。

住民生活課企画員の藪内博文です。

続いて、向かって右側の職員を紹介いたします。

教育委員会生涯学習課長の木村勝彦です。

税務課長の池田秀明です。

教育委員会総務課企画員の笠松眞年です。

産業建設課企画員植本 亮です。

なお、会計管理者の目崎 譲につきましては、会計課長を兼務しております。

以上でございます。今後ともご指導を賜りますようお願いいたします。

日程第3 報告第1号～日程第22 議案第37号

議長（池口公二）

この際、日程第3 報告第1号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件から日程第22 議案第37号、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業補正予算（第1号）の件まで20件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、山崎君。

総務政策課企画員（山崎一光）

おはようございます。

報告第1号についてご説明申し上げます。資料の方をよろしくお願いいたします。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第13号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第13号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第9号）の一部を別紙のように改正する。

平成20年4月16日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

参考資料をごらんいただきながら説明させていただきたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

この条例の改正の内容につきましては、消防団員等に係る損害補償の基準を定める政
令の一部改正に伴い、条例第5条関係で非常勤消防団員等について救急業務協力者、水
防従事者、応急措置従事者を加えたこと、及び消防団員等の対象扶養親族の補償基礎額
の加算額について現行の200円から217円に増額する改正でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（池口公二）

住民生活課企画員、福田君。

住民生活課企画員（福田 稔）

報告第2号を説明します。よろしくお願ひします。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1
79条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、
これを報告し承認を求める。

記。

専決第14号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページを開いてください。

専決第14号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町手数料徴収条例（平成12年条例第4号）の一部を別紙のように改正する。

平成20年4月18日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお開きください。

上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

第1条、上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、戸籍法の一部改正の施行に伴い改正するものであります。
戸籍法の一部改正は、戸籍に記載された個人情報の保護の観点から、戸籍の謄抄本等及
び住民票等の交付請求をする場合に、住基カードや運転免許証等の提示により本人確認
を実施することになります。

手数料徴収条例におきましては戸籍法の条文を引用しておりますので、条文の整備を
行うものです。手数料におきましては、変更はございません。

附則といたしまして、この条例は5月1日から施行するものでございます。

新旧対照表を添付しておりますから、お目通しをお願いいたします。

ご承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（池口公二）

税務課長、池田君。

税務課長（池田秀明）

それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第15号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第15号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成20年4月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

第1条、上富田町税条例の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正は、地方税法が一部改正されたことにより、上富田町税条例を一部改正いたします。

平成20年4月30日付で専決処分を行い、報告の上、承認を求めるものであります。

それでは改正内容につきまして、多くの条文が改正されておりますが、町民に影響が及ぶものを中心に、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

新旧対照表の1ページをお願いします。

1ページの第19条については、条文の追加でございます。

次に、1ページの第23条から5ページ末までの条文につきましては、公益法人制度改革に伴う非課税措置の取り扱いについて改正されたもので、3ページから4ページの別表の法人の区分1イからホに掲げる法人についても、均等割の最低税率を課することが明確化されました。

施行は、平成20年12月1日からです。

次に、6ページについては条文番号と文言の変更になります。

次に、7ページをお願いします。

7ページの第34条の7から9ページにかけましては、条例により控除対象寄付金を指定する仕組みの導入等で、所得税の控除対象寄付金のうち地方公共団体が条例により指定した寄付金を寄付金控除の対象に追加し、控除方式を所得控除から税額控除に改め、寄付金控除の上限額を総所得金額等の25%から30%に引き上げるとともに、適用下限額を10万円から5,000円に引き下げられます。平成21年度以後の個人住民税について適用されます。

次に、9ページの第34条の8から15ページ、第47条にかけましては、法令等の改正による条文番号と文言の変更となっております。

飛びますが、次に16ページをお願いします。

第47条の2は、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入で、平成21年10月支給分から実施されることになっております。特別徴収の対象者は、納税義務者のうち前年中に公的年金の支払いを受けた方であって、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方になります。

ただし、年額が18万円未満である方、介護保険法に規定されている特別徴収対象被保険者でない方は除かれます。

17ページをお願いします。

17ページの第47条の3、4で特別徴収義務者、納入の義務を定め、18ページ、19ページ、20ページの第47条の5、6で徴収の方法について定められています。

次に、20ページをお願いします。

20ページの第48条から29ページの附則第7条の3にかけては、法令等の改正による条文番号と文言の変更となっております。

次の附則第7条の4では、寄付金税控除の山林所得等の特例が定められております。

次に、30ページをお願いします。

30、31ページの附則第8条は、法令等の改正による条文番号と文言の変更となっております。

次に、32ページをお願いします。

32、33、34ページの附則第10条の2は、住宅の省エネルギー化を促進するため、既存住宅において窓の二重サッシ化等の一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度の固定資産税の税額からその3分の1を減額する措置が創設されました。平成20年1月1日以前から所在する住宅の同年4月1日から平成22年3月31日までに改修し、町に申告書の提出されたものになります。

次に、34ページをお願いします。34ページの附則第10条の3は、法令等の改正による条文番号の変更となっております。

次に、35ページをお願いします。

35、36ページの附則第16条の3、上場株式等の譲渡益、配当に係る軽減税率は平成20年末をもって廃止されますが、特例措置として平成21年、22年の2年間は、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について3%の税率が適用されます。また、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得の間の損益通算の特例も創設されました。

次に、36ページ、37ページをお願いします。

36ページ、37ページの附則第16条の4、第17条は、法令等の改正による条文番号の変更となっています。

次に、38ページをお願いします。

38ページの附則第18条から、飛びますが50ページの附則第20条の5にかかけましては、法令等の改正による条文番号と文言の変更が主なものとなっております。

50ページの第21条については、平成21年度分から平成25年度分までの法人等に係る固定資産税の非課税の特例が定められています。

以上で税条例について説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますようよろしくをお願いします。

続きまして、報告第4号についてご説明申し上げます。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第16号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第16号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成20年4月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

第1条、上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容につきましては参考資料の新旧対象表でご説明申し上げますので、

よろしく申し上げます。

1 ページの第 2 条第 1 項中に、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等課税額の文言を加えまして、第 2 項中の国民健康保険の基礎課税額を 5 6 万円から 4 7 万円としました。

2 ページをお願いします。

2 ページの第 3 項において、新たに後期高齢者支援金等課税額を 1 2 万円としました。

2 ページの第 3 条では、医療分の所得割を 5 . 3 % から 3 . 9 % とし、3 ページの第 4 条で医療分の資産割を 5 6 % から 4 9 % としました。

また、3 ページの第 5 条で、均等割額を 2 万 4 , 0 0 0 円から 1 万 9 , 0 0 0 円とし、第 5 条の 2 で平等割額を 3 万円から 2 万 5 , 0 0 0 円、特定世帯は新たに 1 万 2 , 5 0 0 円と決めました。特定世帯とは、国民健康保険加入世帯の方が後期高齢者医療保険に移行したことによりその世帯に 1 人だけ残る世帯で、5 年間、平等割額が半額になります。

次に、4 ページの第 6 条で後期高齢者支援金等課税額の所得割を 1 . 4 %、第 7 条で資産割を 7 %、第 7 条の 2 で均等割額を 1 人当たり 5 , 0 0 0 円と決めました。第 7 条の 3 では後期高齢者支援金等課税額の均等割額を新たに世帯割、世帯当たり 5 , 0 0 0 円とし、特定世帯は半額の 2 , 5 0 0 円と決めました。

次に、第 8 条の介護納付金課税被保険者所得割を 1 . 2 % から 1 . 3 % としました。

次に、5 ページの第 9 条で資産割を 6 % から 7 . 8 % とし、第 9 条の 2 で均等割額を 1 人当たり 7 , 9 0 0 円から 8 , 5 0 0 円にしました。

第 9 条の 3 では、介護納付金課税被保険者の平等割を世帯当たり 4 , 8 0 0 円から 5 , 0 0 0 円としました。

第 1 1 条では徴収方法を定め、第 1 2 条では文言の追加となります。

6 ページをお願いします。

6 ページの第 1 3 条から 7 ページは、条文番号と文言の変更となっております。

次に、8 ページの第 1 4 条から 1 1 ページの第 2 0 条にかけては、新たに国民健康保険税の納税義務者からの徴収方法について定められています。

1 2 ページの第 2 1 条と 2 2 条は、文言の追加と条文番号の変更となっております。

次に、1 3 ページをお願いします。

第 2 3 条では、条文に後期高齢者支援金等課税額分の文言を追加し、1 3 ページから 1 6 ページにかけての (1) のイからへでは 7 割軽減を、(2) のイからへでは 5 割軽減を、(3) のイからへでは 2 割軽減について、それぞれ規定しています。

1 6 ページの旧第 1 3 条第 3 項については、2 割軽減申請が不要となりましたので、

削除されました。

次に、17ページをお願いします。

附則の第3項では、「被保険者」の後に「若しくは特定同一世帯所属者」の文言を追加しました。特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険を脱退した人のうち同世帯に国保加入者がいる人です。

次に、18ページをお願いします。

18ページから20ページまでの旧第4項から第7項は、削除されました。これは、国民健康保険税の軽減と所得割の算定の特例について2年間の経過措置が終了したためです。

20ページをお願いします。

20ページの第3項、長期譲渡所得に係る分から27ページの12項までは、「被保険者」の後に「若しくは特定同一世帯所属者」の文言が追加されたほか、条文番号の変更が主な改正になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（池口公二）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

よろしくお願いいたします。

報告第5号、第6号について説明させていただきます。

まず、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

専決第2号、平成19年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第2号、平成19年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

平成19年度上富田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,266万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,317万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の廃止、変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成20年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、3款利子割交付金で既定額から、今回、418万6,000円を減額し、1,081万4,000円と定めています。

以下の9款地方特例交付金から21款町債までにつきましては、それぞれ精査をしていますので、お目通しをお願いします。

3ページで、歳入合計では既定額から、今回、1億3,266万3,000円を減額し、51億6,317万4,000円と定めています。

次の4ページをお願いします。

次に、歳出につきましては、1款、議会費で既定額から、今回、309万2,000円を減額し、7,871万3,000円と定めています。

次の2款、総務費から6ページの11款公債費についても、それぞれ精査をしていますので、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

歳出合計では既定額から、今回、1億3,266万3,000円を減額し、51億6,317万4,000円と定めています。

7ページをお願いします。

これは、年度内に事業が完成しなかったため、平成20年度へ繰り越しを予定しています「第2表 繰越明許費」です。

内訳では、土木費の市ノ瀬橋改良事業で5,001万5,000円、公営住宅建設事業で4,218万5,000円、鳥淵住宅建設事業で1億4,141万3,000円、3事業合計では2億3,361万3,000円となっています。

次のページをお願いします。

「第3表 地方債補正」です。

まず、廃止です。

1. 災害援護資金で、限度額350万円について、該当がなかったことから廃止とし

ています。

次に、変更につきましては、半島振興道路整備事業につきましては1,090万減額し、限度額を140万、市ノ瀬橋改良事業費につきましては1,970万を減額し、限度額を6,580万、公営住宅建設事業につきましては3,790万を減額し、限度額を7,550万、上富田スポーツセンター整備事業につきましては1,480万を減額し、限度額を7,460万としてございます。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

この10ページから13ページの明細につきましては、お目通しをお願いします。

なお、今回の補正につきましては、各事業費の精査及び本年度の実質収支を見込んだ最終補正予算です。

それでは、各内訳について歳出の方から説明をさせていただきますので、24ページをお願いします。

1款議会費では、各経費の精査により、既定額から309万2,000円を減額し、7,871万3,000円と定めています。

主なものとしましては、定例会等議事録作成業務委託料等の減額でございます。

次に、総務費、一般管理費では1,332万1,000円の減額です。

内訳につきましては、人件費ほか各経費の精査によるものです。

主なものとしましては、26ページをお願いします。

負担金、補助及び交付金で共済組合長期分追加費用負担金等の減額でございます。

次に、財産管理費では3万7,000円の減額です。

交通安全対策費では134万6,000円の減額です。

次のページをお願いします。

企画費では4万6,000円の減額です。口熊野町づくり事業費では、各経費の精査によりまして438万8,000円の減額です。

人権推進費につきましては、13万1,000円の減額です。

地籍調査費では、人件費ほか各経費の精査によりまして6万5,000円の追加でございます。

次に、税務総務費では4万9,000円の減額です。

次のページをお願いします。

賦課徴収費では46万8,000円の減額です。

次に、戸籍住民基本台帳費では125万8,000円の減額です。

次に、選挙管理委員会費では14万7,000円の減額、県議会議員選挙費では11

万6,000円の追加、農業委員会委員選挙費では選挙経費の精査によりまして330万1,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

次に、監査委員費では2万4,000円の減額です。

次に、民生費の社会福祉総務費では429万4,000円の減額です。これにつきましては、特別会計介護保険への繰出金の減額等でございます。

次に、老人福祉費では負担金及び補助金等の精査によりまして367万8,000円の減額をしてございます。

次に、障害福祉費では516万1,000円の減額です。

次のページをお願いします。

これは、各扶助費等の精査及び平成18年度分の国費、県費負担金の精算による返還金の追加補正等でございます。

次に、社会・児童福祉医療費では3,898万9,000円の追加でございます。

次の36ページをお願いします。

これは、特別会計国民健康保険及び老人保健への繰出金の精査等により、追加でございます。

次に、大谷総合センター運営費では、精査等により25万3,000円の減額です。

児童福祉総務費では、経費の精査及び児童手当について305万9,000円の減額をしてございます。

次のページをお願いします。

保育所運営費では、各保育所等の経費の精査によりまして845万円の減額でございます。

次に、災害救助費では1,194万円の減額をしてございます。

次に、衛生費の保健衛生総務費では290万5,000円の減額です。

次のページをお願いします。

これにつきましては、各委託料及び負担金の精査等によるものでございます。

次に、予防費では各種検診委託料ほかの経費の精査によりまして630万7,000円の減額としてございます。

次に、環境衛生費では184万2,000円の減額です。

次のページをお願いします。42ページです。

これにつきましては、斎場事務業務委託料ほかの精査であります。

次に、清掃総務費では精査により25万7,000円の減額です。

次に、農業委員会費では34万4,000円の減額です。

次のページをお願いします。44ページです。

農業総務費では、各経費の精査及び特別会計農業集落排水事業の事業費確定による繰出金の減額等によりまして885万3,000円の減額としてございます。

農業振興費では、日本一うめ産地支援事業費ほかの経費の精査によりまして201万5,000円の減額です。

畜産振興費では2万4,000円の減額、土地改良施設維持管理適正化事業費は2万円の減額です。

次のページをお願いします。

林業総務費では、各事業費補助金等の精査によりまして59万4,000円の減額としてございます。

次に、商工費の商工総務費では、人件費及び各経費の精査により123万1,000円の減額でございます。

次に、土木費の土木総務費では、人件費及び各経費の精査によりまして715万7,000円の追加をしております。

次に、道路橋梁総務費では331万6,000円の追加です。

次のページをお願いします。

主なものとしましては、岩田公民館前の道路の一部を岩田愛郷会より購入するため、土地購入費321万3,000円等を措置してございます。

次に、道路橋梁維持費では補正額はありませんが、財源内訳の変更をしております。

市ノ瀬橋改良事業費では、事業費の精査により8万7,000円の減額です。

なお、市ノ瀬橋改良工事請負費等として、5,001万5,000円を平成20年度へ繰り越し措置してございます。

次に、高速道路推進費は46万7,000円の減額です。

河川総務費は、42万1,000円の減額です。

次のページをお願いします。

都市計画費では、特別会計公共下水道事業費の確定により繰出金の減額によりまして1,055万9,000円の減額としてございます。

次に、住宅管理費では経費の精査等により230万8,000円の追加をしております。

次に、公営住宅建設事業費では経費の精査等により2,957万3,000円の減額です。

なお、水穂住宅集会所除却工事請負費等として4,218万5,000円、また、鳥淵住宅建設工事請負費等として1億4,141万3,000円を平成20年度へ繰り越

し措置してございます。

次に、消防費で常備消防費では10万5,000円の減額、非常備消防費では46万7,000円の減額、次のページをお願いします。

内訳につきましては、消防団員6名の方が退団されましたので、報償金255万8,000円の追加補正及び各経費の精査でございます。

水防費につきましては9万円の減額。

次に、教育費の教育委員会費は22万円の減額、事務局費では精査により122万6,000円の減額です。

次のページをお願いします。

小学校費の学校管理費では、各小学校の経費の精査によりまして320万7,000円の減額をしてございます。

教育振興費では80万4,000円の減額、朝来小学校建築事業費は、事業費の精査によりまして660万3,000円の減額です。

次に、中学校費の学校管理費につきましては、各経費の精査により424万9,000円を減額してございます。

次のページをお願いします。

教育振興費は、各検診委託料等の精査によりまして113万1,000円の減額です。

次に、社会教育総務費では、精査によりまして15万9,000円の減額でございます。

生涯学習事業費では、同じく精査によりまして88万9,000円の減額としてございます。

次のページをお願いします。

公民館運営費では、各公民館の運営費等の精査によりまして102万8,000円を減額してございます。

人権教育推進費は44万8,000円の減額、青少年対策費は54万4,000円の減額です。

次のページをお願いします。

児童館運営費では、精査によりまして62万3,000円の減額です。

放課後児童対策費は117万1,000円の減額、図書館運営費は13万8,000円の減額、文化会館運営費では、各経費の精査によりまして194万6,000円の減額としてございます。

次の63ページをお願いします。

次に、保健体育総務費では36万3,000円の減額、体育施設管理費では、委託料

及び工事請負費の減額等によりまして1,781万7,000円の減額としてございます。

次のページをお願いします。

次に、公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業費につきましては16万2,000円の追加です。

次に、現年発生公共土木施設災害復旧費、岩田地内地すべり対策費、現年発生農地災害復旧事業費、現年発生農業用施設災害復旧事業費は、これらにつきましては精査により減額してございます。

次に、公債費の元金につきましては補正額はありませんが、財源内訳の変更をしてございます。

利子につきましては、859万4,000円の減額でございます。

内訳としましては、長期債の償還利子の750万4,000円が主なものとなっております。

次のページをお願いします。

給与費明細書です。これにつきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

次に、歳入を説明させていただきますので、14ページをお願いします。

14ページの歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

利子割交付金につきましては418万6,000円の減額、地方特例交付金の特別交付金につきましては678万3,000円の減額、交通安全対策特別交付金につきましては12万1,000円の追加、次に、負担金の民生費負担金は142万7,000円の追加、農林業費負担金、土木費負担金、災害復旧費負担金は、それぞれ減額としてございます。

次に、この13款使用料及び手数料から、20ページの15款県支出金につきましては、実績及び事業費の確定につきましてそれぞれ補正措置をしてございますので、お目通しをお願いします。

次に、20ページをお願いします。

16款財産収入の利子及び配当金です。それぞれの基金利子の補正で51万円の追加でございます。

次に、不動産売払収入では、普通財産売払収入で487万2,000円の減額をしてございます。

一般寄付金は10万円の減額、民生費寄付金につきましては、保育所備品購入費寄付金で10万円です。これにつきましては、田辺市の西野多美子氏からご寄付であります。保育用備品購入費へ充当してございます。

次に、基金繰入金では、今回、合計で6,518万7,000円の減額をさせていただきます。

諸収入の延滞金、加算金及び過料につきましては、町税延滞金につきまして340万円の追加です。

雑入につきましては、県証紙売捌代金で137万3,000円の減額としてさせていただきます。

次のページをお願いします。

4目の雑入ですが、224万5,000円の追加でございます。主なものとしましては、消防団員の退職報償金256万8,000円ほかであります。

次に、町債につきましては、合計で借り入れ額につきまして、今回、8,680万円の減額としてさせていただきます。

以上が3月31日付をもって専決をいたしました内訳でございます。何とぞご承認をよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第6号について説明させていただきます。

平成19年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書です。

土木費の市ノ瀬橋改良事業で5,001万5,000円、公営住宅建設事業費で4,218万5,000円、鳥淵住宅建設事業費で1億4,141万3,000円、3事業合計で2億3,361万3,000円。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、専決第2号の第2条により説明をいたしました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条に基づきまして財源内訳とともに報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（池口公二）

住民生活課長、清水君。

住民生活課長（清水一則）

よろしくお願いいたします。

報告第7号から10号についてご説明させていただきます。

報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第3号、平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第3号、平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）。

平成19年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,785万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,410万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

この会計における3月末の保険加入世帯は3,610世帯ございまして、被保険者数は7,051名となっております。

なお、予算総額、対前年度比で10.7%の増でございます。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

補助金、交付金等の確定により精査しております。

歳入につきましては、1款の国民健康保険税で、今回、3,074万8,000円の減額をしております。

以下、2款の使用料及び手数料から3ページの10款の諸収入まで、それぞれ精査しておりますので、お目通しをお願いいたします。

歳入合計では既定額から、今回、1,785万7,000円を減額し、16億9,410万2,000円と定めております。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましても、1款の総務費から10款の予備費まで、それぞれ精査の数字を計上しておりますので、お目通しをお願いいたします。

歳出合計では既定額から、今回、1,785万7,000円を減額し、16億9,410万2,000円と定めております。

6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款の国民健康保険税で、一般被保険者、退職被保険者等で3,074万8,000円の減額をしております。

9ページの3款の国庫支出金、1項、国庫負担金で974万9,000円の減額、これは国庫負担金34%で精査しております。

2項の国庫補助金の財政調整交付金で5,048万9,000円の追加をしております。

なお、国庫補助金でヘルスアップ事業費補助金950万円の減額は、国からの指示により特別調整交付金での交付となるためでございます。

4款の療養給付費交付金で2,477万6,000円の追加をしております。

5款の県支出金の県負担金、県補助金で642万8,000円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

6款の共同事業交付金で1,399万8,000円の減額、7款の財産収入では基金、預金利子11万6,000円の追加、8款の繰入金の一般会計繰入金で2,557万4,000円の追加をしております。なお、国保システム改修費繰入金で1,155万8,000円の減額につきましては、国、県の特別調整交付金で交付されます。

2項の基金繰入金につきましては、調整で6,732万2,000円の減額としております。

9款の繰越金につきましては、前年度繰越金として1,088万1,000円追加しております。

10款の諸収入の一般被保険者延滞金につきましては、主に整理回収機構で回収された延滞金283万2,000円を追加し、2項の町預金利子、3項の雑入につきましては、それぞれ経費の精査をして計上しております。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款の総務費の1項総務管理費、2項徴税费及び、次のページをお願いいたします。3項運営協議会費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査を行っております。

2款、保険給付費の1項療養諸費につきましては、一般被保険者療養給付費で517万5,000円の追加、退職被保険者等療養給付費で775万5,000円の減額と、それぞれ所要の経費の見直しと財源の見直しを行っております。

2項、高額療養費につきましては、一般退職で546万3,000円の減額を行っております。

次のページをお願いいたします。

4項、出産育児諸費で35万円の減額、5項葬祭諸費で5万円の減額など、それぞれ見直しを行っております。

3 款の老人保健拠出金、4 款の介護納付金につきましては、財源の見直しを行っております。

5 款の共同事業拠出金では、精査により 4 5 5 万 5 , 0 0 0 円を減額しております。

6 款の保健事業費につきましては、所要の経費の精査を行っております。

次のページをお願いいたします。

7 款の基金積立金につきましては、利息分を積み立て、平成 1 9 年度で約 2 , 9 1 3 万 5 , 0 0 0 円を取り崩し、1 9 年度末で基金残高は約 7 , 8 4 9 万円余りになると見込んでおります。

8 款の公債費、9 款の諸支出金、1 0 款の予備費につきましては、それぞれの所要の経費の精査を行っております。

2 0 ページ、2 1 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いしたいと思っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

記。

専決第 4 号、平成 1 9 年度上富田町特別会計老人保健補正予算（第 2 号）。

平成 2 0 年 5 月 1 6 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 4 号、平成 1 9 年度上富田町特別会計老人保健補正予算（第 2 号）。

平成 1 9 年度上富田町の特別会計老人保健補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 , 1 4 9 万 6 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 1 , 5 8 2 万 8 , 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日専決、上富田町長小出隆道。

この会計におけます 3 月末の老人保健対象者は 1 , 6 8 0 人となっております。

予算総額の対前年度比では、0 . 7 2 % の増でございます。

2 ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

負担金、交付金等の確定により精査しております。

歳入につきましては、1款の支払基金交付金から5款の諸収入まで、それぞれ精査しておりますので、お目通しをお願いいたします。

歳入合計では既定額から、今回、2,149万6,000円を減額し、10億1,582万8,000円と定めております。

歳出につきましても、1款の総務費から3款公債費まで、それぞれ精査の数字を計上しておりますので、お目通しをお願いいたします。

歳出合計では既定額から、今回、2,149万6,000円を減額し、10億1,582万8,000円と定めております。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款の支払基金交付金で958万円を追加しております。

2款の国庫支出金で、4,500万1,000円を減額しております。

3款の県支出金で、844万5,000円を減額しております。

4款の繰入金の一般会計繰入金で、2,151万7,000円を追加しております。

5款の諸収入につきましては、それぞれ経費の精査をして計上しております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款の総務費の一般管理費におきましては、それぞれ経費の精査をしております。

2款の医療諸費の医療給付費で2,155万4,000円の減額、医療費支給費で37万円の追加をしております。

3款の公債費につきましても、所要の経費の精査を行っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

記。

専決第5号、平成19年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第5号、平成19年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)

平成19年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,571万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,001万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成20年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

この会計におけます3月末の第1号被保険者は3,072名で、認定者は549名、受給者は461名となっております。

予算総額、対前年度比で8.2%の増となっております。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補助金、交付金等の確定により精査しております。

歳入につきましては、1款、保険料で416万1,000円の追加をしております。

以下、2款の使用料及び手数料から9款諸収入まで、それぞれ精査をして計上しておりますので、お目通しをお願いいたします。

歳入合計におきましては既定額から、今回、1,571万円を減額しまして、9億1,001万6,000円と定めております。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましても、1款の総務費から5款の地域支援事業費まで、それぞれ精査の数字を計上しております。お目通しをお願いいたします。

歳出合計では既定額から、今回、1,571万円を減額し、9億1,001万6,000円と定めております。

次の6ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」でございます。

事業名は、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業でございます。これは、年度内に事業が完成しなかったために、平成20年度へ451万5,000円の繰り越しを予定しております。内容につきましては、後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い、介護保険システムに関連する高額介護の改修に伴いまして国の方でシステム改修につい

での構築が遅れたため、繰り越しをして平成20年度にシステム改修を行うものでございます。

次の7ページ、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款の保険料の第1号被保険者保険料で、416万1,000円の追加をしております。

3款の国庫支出金で、国庫負担金は470万円の減額、国庫補助金では62万円6,000円の追加としております。

4款の支払基金交付金では、次のページをお願いいたします。726万2,000円の減額としております。

5款の県支出金で、県負担金は342万5,000円の減額、県補助金では1万2,000円の減額としております。

7款繰入金の一般会計繰入金で419万7,000円の減額としております。

9款の諸収入につきましては、それぞれ精査をして計上しております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費の1項総務管理費、2項徴収費及び3項介護認定調査費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をして計上しております。

2款の保険給付費の1項、介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る分でございます。それぞれ所要の経費の見直しと財源の見直しをして、1,023万9,000円の減額としております。

次の14、15ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の認定者に係る分でございます。経費の見直しと財源の見直しをして、453万7,000円の減額としております。

3項その他諸費の審査支払手数料で1万円の追加、4項高額介護サービス等費で163万1,000円の減額、次のページをお願いいたします。

5項特定入所者介護サービス等費で、低所得者に対しまして居住費、食事の補足給付で95万5,000円の追加としております。

4款の公債費につきましては、149万9,000円の減額としております。

5款の地域支援事業費では32万2,000円を減額しております。2項包括的支援事業・任意事業費につきましても、次のページをお願いいたします。それぞれ精査によ

り経費の見直しと財源の見直しを行い、60万8,000円の減額としております。

19ページからの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第10号、平成19年度上富田町特別会計介護保険繰越明許費繰越計算書でございます。

事業名は介護保険制度改正に伴うシステム改修事業で、451万5,000円を繰り越しするものでございます。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

この報告は、専決第5号第2条によりご説明をいたしました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条に基づきまして、財源内訳とともに報告するものでございます。

既収入特定財源の451万5,000円は、繰り越し措置をしております。

以上、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長（池口公二）

10時50分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

議長（池口公二）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

報告第11号について説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

専決第6号、平成19年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業補正予算（第2号）

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

専決第6号、平成19年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業補正予算（第2

号)。

平成19年度上富田町の特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,365万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,618万5,000円とする。

平成20年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

砂利事業収入、既定額から400万円の減額、財産収入、既定額に13万円を追加、繰入金を既定額から986万9,000円の減額、諸収入、既定額に8万7,000円を追加、歳入合計といたしまして、既定額から1,365万2,000円を減額し、1,618万5,000円と定めています。

3ページをお願いいたします。

歳出。

公営企業費、既定額から1,362万7,000円を減額、公債費、既定額から2万5,000円を減額し、歳出合計を既定額から1,365万2,000円を減額し、1,618万5,000円と定めています。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入。

砂利事業収入、砂利販売収入、既定額から400万円の減額、財産収入、利子及び配当金、既定額に13万円の追加、繰入金、砂利企業基金繰入金で既定額から986万9,000円の減額、諸収入、既定額から1,000円を減額し0円、諸収入としまして、雑入、既定額に8万8,000円を追加してございます。

歳出。

公営企業費、砂利総務費、既定額に3,000円を追加してございます。

砂利事業費、既定額から1,363万円を減額してございます。

合計といたしまして、既定額から1,362万7,000円を減額し、1,618万円5,000円と定めています。

8ページをお願いいたします。

公債費、利子、既定額から2万5,000円の減額をして0円でございます。

9ページ、10ページの給与費明細書につきましては、お目通しください。

続きまして、報告第12号についてご説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めると記。

専決第7号、平成19年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第5号)。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

1ページをお願いいたします。

専決第7号、平成19年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第5号)。

平成19年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,384万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,227万4,000円とする。

平成20年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

1ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

諸収入、既定額から1億3,384万6,000円を減額し、5億7,227万4,000円と定めています。

歳出。

宅地造成費、既定額から1億2,935万2,000円を減額、公債費、既定額から449万4,000円を減額、歳出合計といたしまして、既定額から1億3,384万6,000円を減額し、5億7,227万4,000円と定めています。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しください。

4ページをお願いいたします。

歳入。

諸収入、宅地造成事業収入、既定額から5,178万1,000円の減額、町預金利子、既定額から1,000円の減額をし0円、雑入といたしまして、既定額から8,206万4,000円の減額、合計といたしまして、既定額から1億3,384万6,000円を減額し、5億7,227万4,000円と定めています。

歳出。

宅地造成費、宅地造成事業費、既定額から4,336万8,000円を減額、主なものにつきましては、工事請負費で宅地造成事業工事請負費、これにつきましては、生馬山王ゴルフ場跡地への進入路の舗装につきまして協議が整いませんでしたので、今回は減額してございます。

大内谷残土処理場事業費、既定額から8,598万4,000円を減額してございます。この分につきましては、残土処理場の工事請負費で減額になります。これは、国道42号のオープンカットの完成が1カ年延期することによりまして、そのために搬入土が減少になったためでございます。

合計といたしまして、既定額から1億2,935万2,000円減額し、5,191万5,000円と定めています。

6ページをお願いいたします。

公債費、利子、既定額から449万4,000円を減額し、6,000円と定めています。

7、8ページの給与明細書につきまして、お目通しください。

以上、ご承認のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

議長（池口公二）

大谷総合センター長、藪内君。

大谷総合センター長（藪内昭孝）

報告第13号について説明申し上げます。

報告第13号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第8号、平成19年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第3号）

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第8号、平成19年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第3号）

平成19年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,669万円とする。

平成20年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

2款諸収入、既定額から80万5,000円を減額し、7,636万5,000円と定めております。

歳入合計といたしまして、既定額から80万5,000円を減額し、7,669万円と定めております。

歳出。

1款公債費、既定額から80万5,000円を減額し、3,440万1,000円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額から80万5,000円を減額し、7,669万円と定めております。

3ページの事項別明細書につきましては、お目通し願います。

4ページをお願いします。

2、歳入。

2款諸収入、1、1目住宅新築資金貸付金元利収入、既定額から貸付金元金収入の41万3,000円、利子収入の1万6,000円、過年度収入の37万5,000円の合計80万4,000円を減額し、7,636万5,000円と定めております。

2款諸収入、町預金利子については、1,000円を減額しております。

5ページをお願いします。

1款公債費、1目元金、既定額から34万8,000円を減額し、2,862万6,000円と定めております。

2目利子、既定額から45万7,000円を減額し、577万5,000円と定めております。

合計といたしまして、既定額から80万5,000円を減額し、3,440万1,000円と定めております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（池口公二）

教育委員会生涯学習課長、木村君。

教育委員会生涯学習課長（木村勝彦）

よろしく申し上げます。

報告第14号について説明させていただきます。

報告第14号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第9号、平成19年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第9号、平成19年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）

平成19年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ526万5,000円とする。

平成20年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入につきまして、財産収入、既定額に、今回、4万6,000円を追加し、4万7,000円と定めてございます。

諸収入、既定額に12万7,000円を追加し、521万7,000円と定めています。

歳入合計では、既定額に17万3,000円を追加し、526万5,000円と定めております。

歳出の総務費では、既定額に17万3,000円を追加し、526万5,000円と定めています。

歳出合計では、既定額に17万3,000円を追加し、526万5,000円と定めております。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は、お目通しをお願いします。

次のページをお願いします。

歳入です。

利子及び配当金は、4万6,000円の追加です。

延滞金、町預金利子は、それぞれ1,000円の減額です。

奨学事業貸付金元利収入は、12万9,000円の追加です。

歳出でございます。

総務費、一般管理費は、17万3,000円の追加です。

需用費では1万8,000円の減額、貸付金では81万6,000円の減額、積立金では100万7,000円の追加です。

以上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（池口公二）

上下水道課長、和田君。

上下水道課長（和田幸太郎）

それでは、報告第15号から報告第18号までをご説明させていただきます。

報告第15号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第10号、平成19年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第2号）

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第10号、平成19年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第2号）

平成19年度上富田町の特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,312万3,000円とする。

平成20年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページ、2ページ目をお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入でございます。

これにつきましては精査しており、歳入合計、今回、既定額に164万2,000円を追加し、1,312万3,000円と定めてございます。

3ページ目をお願いいたします。

歳出につきましても精査してございまして、歳出合計、既定額に、今回、164万2,000円を追加し、1,312万3,000円と定めてございます。

4ページ、5ページの事項別明細書は、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入。

使用料及び手数料でございます。

使用料につきましては、今回、既定額に148万円を追加し、1,258万円と定めてございます。これについては、加入者397件分でございます。

財産収入につきましては、利子及び配当金、今回、既定額に16万4,000円を追加し、16万5,000円としてございます。基金の利子でございます。

諸収入、町預金利子につきましては、今回、既定額から2,000円を減額し、ゼロとしてございます。

7ページの歳出でございます。

汚水処理費でございます。今回、既定額に165万2,000円を追加し、1,312万3,000円と定めてございます。管理経費を減額し、今回、積立金434万8,000円を追加補正してございます。これによりまして、平成19年度末の基金総額は1億2,123万1,241円となる見込みでございます。

公債費につきましては、利子、既定額から1万円を減額し、ゼロとしてございます。

8ページの給与費明細書につきましては、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。続きまして、報告第16号をご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め、記。

専決第11号、平成19年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第3号)。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第11号、平成19年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第3号)。

平成19年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ950万6,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,047万1,000円とする。

平成20年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページ目をお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

これにつきましても、事業費の確定により一般会計からの繰入金533万9,000円の減額を始めとする収入でございます。

歳入合計、今回、既定額から950万6,000円を減額し、1億7,047万1,000円と定めてございます。

3ページ目をお願いいたします。

歳出でございます。

事業費の精査により減額してございます。

歳出合計、既定額から、今回、950万6,000円を減額し、1億7,047万1,000円と定めてございます。

4ページ目、5ページにつきましては、事項別明細書でございます。お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

使用料及び手数料でございます。農業集落排水使用料、今回、既定額に25万7,000円を追加し、4,016万1,000円と定めてございます。

繰入金につきましては、既定額から533万9,000円を減額し、1億1,269万7,000円と定めてございます。

繰越金でございます。今回、繰越金は既定額から1万円を減額し、ゼロでございます。

諸収入につきましては、預金利子、今回、既定額から1,000円を減額し、ゼロでございます。

同じく諸収入の雑入につきましては、既定額から1,000円を減額し、711万5,000円と定めてございます。

7ページをお願いいたします。

負担金及び分担金でございます。農業集落排水事業負担金につきましては、今回、造成区画の変更見直しによる減額でございまして、既定額から441万2,000円を減額し、1,049万8,000円と定めてございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

農業集落排水事業費の総務費でございます。精査してございまして、今回、既定額から108万円を減額し、944万2,000円と定めてございます。

2の施設維持管理費につきましては、既定額から830万2,000円を減額し、4,855万3,000円でございます。主なものとしましては、各地区の造成計画の見直し及び変更により、工事請負費551万5,000円の減額であります。

9ページをお願いいたします。

公債費でございます。利子、今回、既定額から12万4,000円を減額し、4,064万5,000円と定めてございます。一時借入金利子の減額でございます。

10ページの給与費明細書につきましては、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

続きまして報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第12号、平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)、平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第12号、平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)、

平成19年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,738万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,870万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成20年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。2ページ目でございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。需用費の確定により精査してございます。

歳入合計、既定額から3,738万1,000円を減額し、2億9,870万8,000円と定めてございます。

3ページ目をお願いいたします。

歳出でございます。これにつきましても精査してございます。

歳出合計、既定額から3,738万1,000円を減額し、2億9,870万8,000円と定めてございます。

4ページ目をお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」でございます。

公共下水道事業で、年度内に完成しなかったために、今回、8,752万2,000円の繰り越しでございます。

5ページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」でございます。

地方債の変更でございます。今回、事業費の確定により、限度額1億1,450万円から3,520万円を減額し、限度額を7,930万円と定めてございます。

6ページ、7ページにつきましては、事項別明細書でございます。お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

負担金及び分担金、公共下水道受益者負担金につきましては、今回、既定額に959万7,000円を追加し、5,959万7,000円と定めてございます。

使用料及び手数料でございます。公共下水道使用料、今回、既定額に52万2,000円を追加し、256万円と定めてございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金でございます。既定額から1,049万1,000円を減額し、8,161万1,000円と定めてございます。

同じく繰入金でございますけれども、下水道事業基金繰入金、既定額から180万9,000円を減額し、1,113万1,000円と定めてございます。

諸収入、町預金利子でございますけれども、今回、既定額から1,000円を減額し、ゼロでございます。

9ページをお願いいたします。

町債でございます。公共下水道事業債、今回、既定額から3,520万円を減額し、7,930万円と定めてございます。

財産収入で、利子及び配当金につきましては、今回、1,000円を追加し、合計1,000円としてございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

公共下水道事業費でございます。今回、既定額から3,154万4,000円を減額し、2億1,377万円と定めてございます。主なものとしましては、処理場の建設工事の委託料で850万円の減額及び下水道管布設工事請負費で2,570万8,000円の減額であります。今回、精査し、積立金959万8,000円を追加してございます。これにより、平成19年度末基金総額は5,310万6,403円となる見込みでございます。

施設維持管理費につきましては、既定額から342万8,000円を減額し、1,493万7,000円と定めてございます。精査した減額でございます。

公債費につきましては、利子でございます。既定額から240万9,000円を減額し、3,351万6,000円と定めてございます。償還金利子と一時借入金の利子でございます。

12ページにつきましては、給与費明細書でございます。お目通しのほどよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第18号、平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書。

今回、事業名、公共下水道事業として1億2,624万7,000円の事業費に対しまして翌年度へ8,752万2,000円を繰り越してございます。これにつきましては、生馬本郷地区の下水道管(第5工区)の布設工事の繰り越してございます。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(池口公二)

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員(浦 勝明)

それでは、議案第36号についてご説明させていただきます。

平成20年度上富田町一般会計補正予算(第1号)。

平成20年度上富田町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,497万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,197万5,000円とす

る。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、繰入金で既定額に、今回、4,497万5,000円を追加し、8,773万5,000円と定めてございます。

歳入合計では既定額に、今回、4,497万5,000円を追加し、44億7,197万5,000円と定めています。

歳出につきましては、総務費で既定額に、今回、4,497万5,000円を追加し、6億2,895万3,000円と定めてございます。

歳出合計では既定額に、今回、4,497万5,000円を追加し、44億7,197万5,000円と定めてございます。

次の歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、これについてはお目通しのほどよろしくをお願いします。

次に、7ページをお願いします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

繰入金で、特別会計砂利採取砕石事業よりの繰入金4,497万5,000円を措置してございます。

歳出につきましては、総務費の一般管理費で既定額に、今回、4,497万5,000円を追加し、3億7,353万3,000円でございます。これにつきましては、上富田町土壌改良剤製造大型共同作業場明渡調停に係る弁護士委託料997万5,000円、建物明渡請求調停和解金3,500万円を計上してございます。よろしくお願いたします。

議長（池口公二）

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

議案第37号についてご説明をいたします。

平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第1号）

平成20年度上富田町の特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,497万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,377万7,000円とする。

平成20年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

繰入金、既定額に4,497万5,000円を追加、歳入合計といたしまして、既定額に4,497万5,000円を追加し、7,377万7,000円と定めております。

歳出。

公営企業費、既定額に4,497万5,000円を追加、歳出合計といたしまして、既定額に4,497万5,000円を追加し、7,377万7,000円と定めております。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

歳入。

繰入金、砂利企業基金繰入金につきましては、既定額に4,497万5,000円を追加し、5,967万7,000円と定めております。

歳出といたしまして、公営企業費、砂利総務費、既定額に4,497万5,000円を追加してございます。これにつきましては、一般会計への繰出金でございます。

合計といたしまして、既定額に4,497万5,000円を追加し、7,375万2,000円と定めております。

以上、ご承認のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

議長（池口公二）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより、日程第3 報告第1号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例から日程第22 議案第37号、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第1号）まで、順次、質疑、討論、採決を行っていきます。

日程第3 報告第1号

日程第3 報告第1号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第1号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第4 報告第2号

議長(池口公二)

日程第4 報告第2号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第2号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第5 報告第3号

議長(池口公二)

日程第5 報告第3号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

まず、ふるさと納税の、ふるさと税の具体的に例を挙げて説明してください。

そして、この税そのものは、町財政にプラスになるのか、マイナスになるのか。あるいは、これを徴収するに当たって、どういうふうなことが起こってくるのかという問題があります。

それから、町民税の公的年金からの特別徴収というのは、これは年金から引くということだと思っんですけども、これで引かれる町民税の総額はどのぐらいになるのか。

議長(池口公二)

答弁を願います。

税務課長、池田君。

税務課長（池田秀明）

12番、井澗議員のご質問にお答えします。

寄付金控除の件で具体的にということでございます。給与収入700万円で、夫婦、子供2人のケースでご説明申し上げますと、例えば4万円寄付していただきますと、計算上、住民税の控除額は2万8,000円となります。

以上でございます。

議長（池口公二）

町民税の特別徴収並びにふるさと納税について具体的にということでございますので、もう少し効果等を答弁を願います。町民税の特別徴収の影響のことを。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

議長（池口公二）

再開いたします。

答弁を願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

ふるさと納税につきましては、上富田町へ寄付される方、決して出身者の方でなくともいいのです。上富田町へ寄付される方につきましては、納税される住民税の要するに1割を上富田町へ寄付することができます。その寄付につきましては、例えばですけど、20年度にした場合であったら21年度で住民税の寄付控除が、今までやったなら10万円から5,000円、要するに以上のものでありましたら控除されるということで、件数とか金額については要するにその方の意思がどういうふうになるかというのはわからないので、今のところわかりません。

ただ、上富田町としてはプラスになるのは可能にはなりません。上富田町の場合は、子供の施策に対して、例えば学校の図書とか。図書費に充てるというような格好のもので利用をさせていただきたいと思っております。

で、もう1つ、上富田町は寄付条例も施行しております。できましたら議員の皆さんにもご協力いただきまして、なるべく多く寄付をいただけるようお願いしたいと思っております。

年金からの控除でございますけど、税務課として把握しているのは、500人ぐらいが該当するのではなからうかというだけの把握でございます。もう少し具体的な数字が把握できた段階につきましては、また委員会等でお知らせしますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（池口公二）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

ふるさと納税の問題ですけども、今の説明でよくわかったのですが、例えば上富田町の出身であって、田辺市でも出身であると考えられる。住所があったと。白浜町でも住所があったと。Aさんについては、どこへ寄付してもいいわけでしょう。そのときに、セールスをしないと増えないという状況が生まれてきませんか。で、そのときに、そういうことが起こってくると、非常にそのセールスするのにお金がかかって、結局マイナスになるというような、その煩雑さというのですか、そういうものが起きてこないかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（池口公二）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

今のご指摘について、行政を担当する者として、混乱は起こるなという解釈をしております。上富田町の場合はいいのですが、例えば和歌山市のような、要するに周辺の者が和歌山市へ住まわれているというケースは多いと思うのです。上富田町の者も和歌山市へ行っているし、また、旧の中辺路、大塔も。プラスになる部分の市町村と、マイナスになる部分の市町村が出てきます。このマイナスになる部分の市町村の首長さんが、この穴埋めをどういうふうにするか考えてほしいというような議論があるように認識しております。決して町だけへ寄付するのではなく、県へも寄付するというような格好になっていますので、そこらの把握が現在のところ十分できていないというのが今の実情でございますので、今後は勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願います。

以上でございます。

議長（池口公二）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

報告第3号、専決第15号の上富田町税条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

まず1点は、町民税を公的年金から特別徴収するという問題であります。既にもう国保も決まる、国保も引かれる、介護も引かれる、医療も引かれるということで、一体年金はどうなるのかという問題があるのと同時に、その年金から引くということについての各個々の人たちの確認、それぞれのその年金をもらう人の意思というものが確認されない状況の中で、一方的にやられるという状況があります。

また2つ目には、ふるさと納税も、今、町長、答弁されましたように、非常にこの税金というのは複雑で、いろんな事務的手続が必要だとか、あるいはまた、いろんなセールスまでやらないと増えないというような状況があって、かえって仕事が増えるというような状況とか、いろんなさまざまな問題が、今、出ているというふうに聞いております。

それは、我が町も別にそのことについては例外でないという、この2つの点で反対をいたします。

議長（池口公二）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第3号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(池口公二)

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第6 報告第4号

議長(池口公二)

日程第6 報告第4号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井潤君。

12番(井潤 治)

まず1つは、後期高齢者の医療保険ができて、そして、今、それがどうなるかということが非常に不安定な状況があるわけですが、これで、いわゆる今まで国保税として、医療分の中で、医療と介護分と2つあったわけですが、それに後期高齢者支援分が入ってくると。

そこで、上富田の場合、非常に町長、頑張ってくださいまして、医療分については値上げをしないという最初からの方針を変えて、これについては評価をしたいと思うのですが、例えば所得割を、今現在の医療保険の所得割というのは100分の5.3で、医療分を100分の3.9、後期高齢者支援金分を100分の1.4として足したら5.3になるということなのですが、これで、この所得割で取れる医療保険料ですね、その金額にしたらどういうふうな割合になるかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、同じように資産割の問題、均等割、平等割、それぞれについてご説明を願いたいと思います。

また、介護保険につきまして、所得割で1.3ということは、金額にしてどのぐらいの増えになるのか、そういう問題。資産割も100分の6から100分の7.8、均等割も7,900円から8,500円というようになっているわけですが、それぞれの金額ですね。負担増の金額について説明を願いたいと思います。

議長(池口公二)

税務課長、池田君。

税務課長（池田秀明）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

医療分ですが、算出税額で、資産割、平等割、合わせまして3億3,716万7,076円と計算しております。

それから、後期高齢者支援金の分ですが、合わせまして8,750万2,401円と計算しております。

それから介護分ですが、合わせまして4,732万6,715円と試算しております。
以上でございます。

議長（池口公二）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

医療分のところなのですが、3億3,716万7,076円の。これは所得割で取れるやつですね。その合計ですね。そうでしょう。それを5.3、3.9に分けたときに一応計算はできますけど、当局の方でその金額を分けて説明願いたいと思います。それを聞いたのです。

議長（池口公二）

答弁願います。

税務課長、池田君。

税務課長（池田秀明）

12番、井澗議員のご質問にお答えします。

今、申し上げました分につきましては、それぞれの税率でお答えしております。3.9と1.4でお答えしております。

議長（池口公二）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

報告第4号、専決第16号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反

対をいたします。

まず、医療分について新しく後期高齢者の支援金が入ってきて、そして、それが今までと同じ税率の中で納められるという点については、大変な努力をなされたというように思っております。これは評価したいと思います。

しかしながら、介護分については2,700万円ですが、負担が増えるというものがあるわけですが、7%の負担増になるわけです。これはやっぱり何とかならなかったのかというように思います。

それから、介護保険の住民負担増が入ってきたという、この点で7%負担増が入ったということで反対をしたいと思います。

同時に、これは会計上の問題として、国庫負担金が限りなく削られてきているという状況もこの中に加味された中でのことだというふうに思います。もちろん介護保険のところも同じ状況だというふうに思います。

よって、反対をいたします。

議長（池口公二）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第4号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（池口公二）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第7 報告第5号

議長（池口公二）

日程第7 報告第5号、平成19年度上富田町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

歳出、24ページから65ページ、一括してお願いいたします。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

一般会計、19年度の会計、特別、繰越明許費の中で……

議長（池口公二）

いや、繰越明許は後でありますか、もう行きますか。後でやります。

12番（井澗 治）

いや、その予算の中に入っているから。

議長（池口公二）

ああ、はいはい、どうぞ。

12番（井澗 治）

入っていますね。

議長（池口公二）

はい、入っています。

12番（井澗 治）

入っている。だから、その中で、水穂住宅についての用地買収の云々が町長の説明の中にも出ております。用地買収や工法の検討に不測の日時を要したことから年度内に事業が完成しなかったというように書かれております。これについて、具体的なお説明を願います。

議長（池口公二）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

私の説明書の中で、用地買収とか工期の変更でということですけど、水穂住宅に関しては用地の買収というのはなかったのです。水穂住宅の繰り越しの影響としましては、入居者の人と、1, 2名の方でございますけど、退去についていろんな形の時間を要したということをご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

水穂住宅は、用地ではないのです。

議長（池口公二）

ほかに24ページから65ページ、歳出、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

なければ、歳入、14ページから23ページ。

（「全体で」と井濶議員呼ぶ）

議長（池口公二）

はい、全体でも結構です。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

この補正は、もう決算だというように理解しておきたいと思いますので説明願いたいと思うのですが、この予算を執行するに当たっての消費税がどれだけ必要だったかという問題。

それから、三位一体の改革の影響の問題。地方交付税とか、負担金、補助金の削減の問題についてご答弁願いたいと思います。

議長（池口公二）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、消費税の件でございますが、理論上では6,860万7,000円になる見込みです。

もう1件の地方交付税につきましては、普通交付税につきましては平成19年度が13億3,368万2,000円の確定となっております。2000年、平成12年と比較しますと6億4,525万5,000円の減額になってございます。

三位一体の改革による補助金等の影響ですが、8,320万ぐらいになるかと思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（池口公二）

ほかに全体でございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

なければ、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

報告第5号、専決第2号、平成19年度上富田町一般会計補正予算（第6号）について反対いたします。

支出の問題につきましては非常に精査されて、支出を切り詰めるという点で努力なさっているという点については認めたいと思います。ただ、しかし、この会計全般を見ますと、やっぱり消費税の6,860万7,000円、それから三位一体によるところの地方交付税は、平成12年との比較で、というのは平成12年というのは2000年ですね。小泉改革、三位一体の改革の始まる小泉さんが就任する前の年と比べたら、6億4,000数百万円というのが削られていると。これは、もう大変な金額であります。このことの結果、一般財源が非常に少ない運営を迫られているという問題があります。

さらに、三位一体の改革のその中でも、負担金、補助金の中で保育所の負担金がなくなったりいろいろする中で、8,320万円も削られているという、こういうことをもるに受けた地方自治体の会計だという点で反対をいたします。

議長（池口公二）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

7番、奥田君。

7番（奥田 誠）

報告第5号、専決第2号、平成19年度上富田町一般会計補正予算（第6号）に賛成をいたします。

この補正予算につきましては、各事業費の支出を削減していることを特に評価いたしますので、私は賛成をいたします。

議長（池口公二）

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第5号、平成19年度上富田町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（池口公二）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第8 報告第6号

議長（池口公二）

日程第8 報告第6号、平成19年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第6号、平成19年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時30分

議長（池口公二）

再開いたします。

午前に引き続き会議を開きます。

日程第9 報告第7号

議長（池口公二）

日程第9 報告第7号、平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

一括してお願いいたします。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

幾つか質問したいと思うのです。

まず、三位一体の改革で国庫負担の削減というのがあるわけですが、先ほど給付額の34%計算しているという話だったのですが、これはかなりなもので、一体その削減額は幾らになるか。

もう1つは、一般会計から繰り入れをしているわけですが、そのうちでも純粹に一般財源から国保会計にどれだけ入っているかということのご説明を願いたいと思います。

議長（池口公二）

答弁願います。

住民生活課企画員、和田君。

住民生活課企画員（和田精之）

12番、井澗議員にお答えいたします。

まず、1点目の国庫負担金の減額ですが、平成19年度と昭和56年度とを比べて、約1億4,500万円の減でございます。

それと、2点目の一般会計からの繰り入れでございますけども、国保会計としましては、一般ルール分ということで、保険税の軽減分、支援分、それとか職員給与費等ということでございますので、ちょっと一般財源が幾ら要るかというのをちょっと、今、試算しておりませんので、あしからずご了承ください。

以上です。

議長（池口公二）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

一般会計からの繰入金としては、1億5,088万5,000円ということで予算になっているのですが、そのうちでどういうふうになるか、あるいはそれ以外にもあるのかということで、大体計算できませんか。いわゆるその一般会計を通してトンネルとして入ってきて、そして国保の会計へ行くお金があるわけですが、安定化基金とかと、いろいろあるわけですが、そういうのを全部抜いちゃって、それで純粋に町の一般財源に入り込んだやつがあるのでしょうか。それは計算できるのじゃないですか。

議長（池口公二）

給与費も抜いてということですか。

12番（井濶 治）

そうそうそう。

議長（池口公二）

暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

議長（池口公二）

再開いたします。

ただいまの、単純に一般会計からどれだけ繰り入れているかということについては、後ほど資料として提出をお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

今のは、3回目ということでいいのですか。

議長（池口公二）

はい、結構です。

12番（井潤 治）

先ほど課長は、給付費ですね、その34%で計算しているということだったのですが、国庫負担について。これは全医療費ということで考えたら、例えばそれは7割分の34%だということだと思つるので、計算したら、全体の医療費から言ったら約24%ぐらいということで理解しておいてよろしいですか。

議長（池口公二）

住民生活課企画員、和田君。

住民生活課企画員（和田精之）

12番、井潤議員さんにお答えをいたします。

ただいま議員さんのおっしゃられたとおり、保険者負担分の34%ということで国庫負担金になっておりますので、おっしゃるとおりでございます。

以上です。

議長（池口公二）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

報告第7号、専決第3号、平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業会計補正予算（第5号）に反対いたします。

国保会計としては十分な努力をされているところなのですが、結局のところ国庫負担の削減というのが、町の例の改革に比べて、改悪のときに比べて1億4,500万円と。で、一般会計からの繰り入れについても、やはりこれは、もちろんそこへ少しどれだけ繰り入れられているかということを知った上で言いたかったのですが、それは定かじゃないということですので、それは濁すことになるわけですが、その繰り入れが少ないということ。

それから、今、単年度で言いますと、給付費の34%ということは、全医療費に対し

て23.8%と、4分の1もないと、国の負担金が。こういう状況の中でこの会計が賄われていると。大変地方自治体としては苦しいというふうに私は思うのです。そういうことが入っている会計が、影響を受けているとして反対いたします。

議長（池口公二）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第7号、平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（池口公二）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第10 報告第8号

議長（池口公二）

日程第10 報告第8号、平成19年度上富田町特別会計老人保健補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いいたします。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

この老人保健法の老人会計というのはなくなるわけですが、結局ここの会計から要するに75歳以上の人が出ていくわけです。で、その人数が1,300人か1,500人かわかりませんが、そこをお答え願いたいのと。

で、その人たちが受けられていた、つまり老人保健法の中で認められていたさまざまな義務的な事業ですね、そういうものがこの老人会計からなくなって、そして、75歳

以上については後期高齢者へ移るので、その人に出てくる影響ですね。これはどのくらいになるかということをお尋ねしておきたいと思います。

議長（池口公二）

住民生活課企画員、和田君。

住民生活課企画員（和田精之）

お答えいたします。

まず、後期高齢者へ移行する人数でございますけども、1,680人でございます。それで、これにつきましては、75歳以上及び65歳以上74歳までで、身体障害者の手帳1級から3級及び4級の方130名を入れまして1,680人でございます。

それと、後期高齢者に移行しまして、健診等につきましては町の方では健診はいたしません。ただ、広域連合の方を通じまして引き続き健診につきましては行います。

以上でございます。

議長（池口公二）

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

そしたら、1,500人というのが結局、1,680人ですけど、そのうち130人が65歳から74歳の1級から4級までの障害者ということになって、その人たちが選択したということで1,680人ということになるのでしょうか。

で、例えば、広域連合へその人たちが移ることによって、基本健診が今までだったら無料だったのが、いわゆる義務的経費、義務的な事業だったのが努力目標ということになってしまって、そして、結局は600円必要という、和歌山県は600円ですね。これは、無料の県もあるのですよ。で、和歌山県は600円取られると。単純計算として、この人数に600円掛けた分の予算が要するに、予算というのか、その負担がなくなると、町の方でなくなると、そういうふうに理解したらよろしいですか。

議長（池口公二）

暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

議長（池口公二）

再開いたします。

答弁願います。

住民生活課企画員、高垣君。

住民生活課企画員（高垣通代）

12番、井澗議員さんにお答えします。

井澗議員さんの見解どおりです。

議長（池口公二）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

報告第8号、専決第4号、平成19年度上富田町特別会計老人保健補正予算（第2号）について反対をいたします。

かつてから予算のときにも言っておりますとおり、これも決算の数字だというふうに思いますので、要するに町負担がどんどん増えていくと。しかしながら、この法律よりもまだ悪い法律ができてきて、後期高齢者へ移行するというやつが出てきたわけです。

で、その中でそういうふうにお金が増えていくということになって、義務的な経費から、要するに、自分で払わないとそれを受けられないというようなことが起こってきているということの方へ導いていく会計ということで、反対いたします。

議長（池口公二）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第8号、平成19年度上富田町特別会計老人保健補正予算（第2号）の

専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(池口公二)

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第11 報告第9号

議長(池口公二)

日程第11 報告第9号、平成19年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いいたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第9号、平成19年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第 1 2 報告第 1 0 号

議長（池口公二）

日程第 1 2 報告第 1 0 号、平成 1 9 年度上富田町特別会計介護保険繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 1 0 号、平成 1 9 年度上富田町特別会計介護保険繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第 1 3 報告第 1 1 号

議長（池口公二）

日程第 1 3 報告第 1 1 号、平成 1 9 年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 1 1 号、平成 1 9 年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第 1 4 報告第 1 2 号

議長（池口公二）

日程第 1 4 報告第 1 2 号、平成 1 9 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第12号、平成19年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第5号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第15 報告第13号

議長(池口公二)

日程第15 報告第13号、平成19年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第13号、平成19年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第16 報告第14号

議長(池口公二)

日程第16 報告第14号、平成19年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第1号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第14号、平成19年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第17 報告第15号

議長（池口公二）

日程第17 報告第15号、平成19年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第15号、平成19年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第18 報告第16号

議長(池口公二)

日程第18 報告第16号、平成19年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

一括でお願いいたします。

12番、井澗君。

12番(井澗 治)

非常に単純な質問で迷惑でしょうけども、お答え願いたいと思います。

生馬、岩田、岡、田熊、市ノ瀬の南、北のこの進捗率ですね、加入率、それぞれおっしゃっていただきたいと思います。

議長(池口公二)

上下水道課企画員、植本君。

上下水道課企画員(植本敏雄)

12番、井澗議員さんにお答えします。

市ノ瀬南岸地区でございます。加入戸数で363戸、接続戸数で288戸、接続率で79.3%でございます。北岸地区、加入戸数422戸、接続戸数289戸、接続率としまして68.5%です。生馬地区でございます。加入戸数247戸、接続戸数156戸、接続率としまして63.2%です。岩田、岡地区でございます。加入戸数377戸、接続戸数220戸、58.4%でございます。田熊地区につきましては、加入戸数で132戸、接続戸数で62戸、接続率としまして47%でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長(池口公二)

12番、井澗君。

12番(井澗 治)

もう1点だけ。

これは、なぜこういうふうにな率が低いのかということについての対応策というのは、一応論議されているのですか。

議長（池口公二）

上下水道課企画員、植本君。

上下水道課企画員（植本敏雄）

12番、井澗議員さんにお答えします。

おっしゃられるとおり、確かに接続率が低い状態が続いております。ということで、維持管理組合の組合長さん名で、つなぎ込んでいない各家庭に直接、町の方から啓発文書ということで、この3月から4月にかけて、戸別にすべてお願い文書ということで接続率をすべて書きまして、3年以内につないでいただくという目標から言ったらものすごく遅れていますよということで、啓発をお願いしているところでございます。

議長（池口公二）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第16号、平成19年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第 19 報告第 17 号

議長（池口公二）

日程第 19 報告第 17 号、平成 19 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

12 番、井澗君。

12 番（井澗 治）

非常に単純な質問で申しわけないのですが、補正第 2 号から第 3 号に移る段階で、どれだけ加入率が増えたかということをお願いしたい。加入率ということで。

議長（池口公二）

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 5 3 分

議長（池口公二）

再開いたします。

答弁願います。

上下水道課企画員、菅根君。

上下水道課企画員（菅根 清）

12 番、井澗議員さんの質問にお答えいたします。

2 号補正から 14 軒、増えています。現在、71 軒でございます。12%の進捗です。以上です。

議長（池口公二）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第17号、平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第20 報告第18号

議長(池口公二)

日程第20 報告第18号、平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第18号、平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第21 議案第36号

議長（池口公二）

日程第21 議案第36号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

1点だけお尋ねいたします。

ここで和解金の問題ですが、この和解金そのものは和解書を見ているのでわかるのですが、土壌改良剤大型作業場でどれだけその作業費として使っているかということについて、財源別に、国、県、町全体で言っていただきたいと思います。

同時に、岩崎地区へ園芸土壌製造大型作業場というのもできています。それとあわせていきますと、総体であわせて、それにプラス道路もあのかつにつくったと思いますので、それを入れた事業費、その2つの作業場と道路とで全体でどれくらいな事業費が財源別にあるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（池口公二）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

今の質問につきましては、平成元年ごろから平成8年ごろまでの事業でございまして、明細について、今、議場で持ち合わせていないので、資料については後ほど提出させていただきます。

以上です。

議長（池口公二）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

まず、この会計は補正1号で、20年度の初めての会計の補正だと思うので、気をつけておかないといかんわけですが、項目としては知れているのですけども、全体として考えたときに、この会計の消費税、全体の44億7,197万5,000円を使うのに消費税の問題、それから三位一体の改革の問題の影響についてお尋ねしておきたいと思えます。

議長（池口公二）

答弁願います。

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

まず、第1番目の消費税ですが、1号補正現在で理論上は5,255万6,000円になる見込みです。

それと、三位一体の影響ですが、平成20年度では9,210万円の影響があるものと見込んでおります。

以上です。よろしく申し上げます。

（「地方交付税は」と井濶議員呼ぶ）

地方交付税につきましては、20年度は、ただいままだ計算できませんので。

（「まだわからんな」と井濶議員呼ぶ）

はい。よろしく申し上げます。

議長（池口公二）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

議案第36号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第1号）に反対いたします。

いつも言っていますとおり、このかがみはその総額を使うということについて、補正とはいえ、そういうものであります。よりまして、消費税の問題、5,200数十万円、それから負担金、補助金で9,210万円の削減、それから地方交付税は確実に減っております。平成12年、2000年に比べて減っております。これは予算上ですけれども。

もう1つは、和解金の問題で、私は和解のときの内容について反対いたしております。先ほど、町長の話では後で資料ということだったのですけれども、私の調べたところでは、土壌改良剤製造大型作業場については総額で5億1,887万9,450円と。それから、そのときに園芸土壌改良作業場もありましたが、それは1億483万240円と。総額で6億2,370万9,690円。で、その他、道路を入れますと約9億1,480万6,690円ということになるかと思えます。

で、その中で、これだけの国費と県費と町費を使いながら、なおかつこの和解、撤退するのにお金が要するという、この同和事業ですね、その本当の、私はそこについてなかなか理解を得られないのじゃないかということも加えて、反対いたします。

議長（池口公二）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

7番、奥田君。

7番（奥田 誠）

議案第36号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第1号）に賛成をいたします。

私は、この土壌改良剤大型作業場については、さまざまな問題、肉骨粉の問題とかRDFの問題等が発生しまして、特に岩崎地区の方でもさまざまな要望も上がっております。

そして、地元、大谷地区の方も、土壌改良剤の方の明け渡しについても調停の方を出していますが、それについて当局の方から早急な解決をしていただいた予算だと私は思っていますので、賛成をいたします。

議長（池口公二）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第36号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（池口公二）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第22 議案第37号

議長（池口公二）

日程第22 議案第37号、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第37号、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆さんにご報告いたします。

上富田町議会の申し合わせにより、議長の任期2年が参りました。私、議長から辞職願を提出させていただきますので、暫時休憩をさせていただきます。再開後は副議長と交代いたしますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

—————
休憩 午後 1時59分

—————
再開 午後 2時3分
—————

副議長(榎本 敏)

再開します。

ただいま池口議長から、議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第106条の規定によりまして、私、まことに不慣れでございますが、議長の職を務めさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

池口議長さんの仮議席をご報告いたします。

仮議席といたしまして、13番議席といたします。

お諮りをいたします。

上富田町議会議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(榎本 敏)

ご異議なしと認めます。

よって、上富田町議会議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることを決しました。

追加日程第1 辞職第1号

副議長(榎本 敏)

追加日程第1 辞職第1号 上富田町議会議長の辞職許可についての件を議題としま

す。

地方自治法第117条の規定により、池口公二君の退席を求めます。

(4番 池口公二君 退席)

副議長(榎本 敏)

事務局より辞職願を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

辞職第1号、平成20年5月16日、上富田町議会副議長榎本 敏殿。

上富田町議会議長池口公二。

辞職願。

このたび、議会の申し合わせにより議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

副議長(榎本 敏)

お諮りします。

ただいま事務局より朗読しましたとおり、池口公二君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(榎本 敏)

ご異議なしと認めます。

よって、池口公二君の議長の辞職を許可することに決しました。

(4番 池口公二君 着席)

ただいま、池口公二君の議長の辞職は許可されましたので、ご報告いたします。

池口公二君よりごあいさつをお願いいたします。

議長(池口公二)

辞任に当たりまして、ひとこと御礼のごあいさつを申し上げます。

この2年間、何かと皆さん方のご協力があり、町当局、我々議会としても、抱えておった難問が解決に向かってきている、このように思います。これもひとえに同僚議員さんの皆さん方のお力添えの賜物と思います。そういう意味で、私も議長を辞任した後、一議員として町政発展のために一生懸命頑張りますので、よろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

副議長（榎本 敏）

池口議長さんにおかれましては、就任以来、2期4年にわたり誠心誠意、町政進展のため、また議会運営に努められました。本当に心からお礼を申し上げます。ご苦労さまでございました。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りをいたします。

上富田町議会議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（榎本 敏）

ご異議なしと認めます。

よって、上富田町議会議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決しました。

追加日程第2 選挙第1号

副議長（榎本 敏）

追加日程第2 選挙第1号、上富田町議会議長の選挙を行います。

この際、暫時休憩をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（榎本 敏）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時43分

副議長（榎本 敏）

再開いたします。

事務局より、上富田町議会議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

選挙第1号、上富田町議会議長の選挙について、地方自治法第103条第1項の規定

により、上富田町議会議長の選挙を行う。

平成20年5月16日、上富田町議会。

以上です。

副議長（榎本 敏）

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票がございます。いかがいたしますか。

（「単記無記名」と呼ぶ者あり）

副議長（榎本 敏）

単記無記名でご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（榎本 敏）

ご異議なしと認めます。

議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

副議長（榎本 敏）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

副議長（榎本 敏）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（榎本 敏）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

副議長（榎本 敏）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（議会事務局長点呼、投票）

副議長（榎本 敏）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(榎本 敏)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、木村政子さん、8番、沖田公子さんを指名します。

開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

副議長(榎本 敏)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票12票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、吉田盛彦君11票、井瀬 治君1票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、吉田盛彦君が上富田町議会議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

副議長(榎本 敏)

ただいま上富田町議会議長に当選されました吉田盛彦君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

議長に吉田盛彦君がなられました。議長席にお着き願います。

これをもちまして、私の議長の職務を終了します。ご協力、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 2時51分

再開 午前 2時52分

議長(吉田盛彦)

再開いたします。

ひとつ、大変高いところからではありますけれども、ごあいさつを申し上げます。

ただいまの議長選挙におきまして、議長という大役を仰せつかりました。既に皆さん

ご存じのように、国政においてはねじれ現象、そしてまた財政の危機が直接地方公共団体に影響する。したがって、町におきましては不透明な、まことに厳しい財政運営をしていかなければならないという状況であります。

そしてまた一方におきましては、この秋までに何とか第2次合併のある程度の基本の方針を決めなければならないという大きな課題が山積をしております。

議員の皆さん方におかれましては、深いご理解、ご協力をいただきながら、議事運営をスムーズに進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更します。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

議長（吉田盛彦）

再開します。

議席の変更につきましては、池口公二君を11番に、私、吉田盛彦が4番に変更します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時57分

議長（吉田盛彦）

再開します。

ただいま休憩中に榎本副議長より、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

上富田町議会副議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会副議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にすることに決しました。

追加日程第3 辞職第2号

議長（吉田盛彦）

追加日程第3 辞職第2号 上富田町議会副議長の辞職許可についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、榎本 敏君の退席を求めます。

（9番 榎本 敏君 退席）

議長（吉田盛彦）

事務局より辞職願を朗読させます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

辞職第2号、平成20年5月16日、上富田町議会議長殿。

上富田町議会副議長榎本 敏。

辞職願。

このたび、議会の申し合わせにより副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

ただいま事務局より朗読しましたとおり、榎本 敏君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、榎本 敏君の副議長の辞職を許可することに決しました。

（9番 榎本 敏君 退席）

ただいま、榎本 敏君の副議長の辞職は許可されましたので、ご報告をいたします。

榎本 敏君よりごあいさつをお願いします。

副議長（榎本 敏）

1期2年ということで、皆様方のご協力をいただきまして、議会運営、また議長さんを助けましてということで、私なりに努力をいたしました。力不足ということでご迷惑をおかけしました件も多々あるかと思いますが、ご協力をいただきましたこと、お礼を申し上げまして辞職のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（吉田盛彦）

榎本副議長さんには、この2年間、大変ご苦労さまでございました。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

上富田町議会副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、上富田町議会副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決しました。

追加日程第4 選挙第2号

議長（吉田盛彦）

追加日程第4 選挙第2号、上富田町議会副議長の選挙を行います。

この際、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

暫時休憩をします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時20分

議長（吉田盛彦）

再開します。

事務局より、上富田町議会副議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

選挙第2号、上富田町議会副議長の選挙について、地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会副議長の選挙を行う。

平成20年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（吉田盛彦）

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票がございます。いかがいたしますか。

（「単記無記名」と呼ぶ者あり）

議長（吉田盛彦）

単記無記名投票でご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

副議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（吉田盛彦）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（吉田盛彦）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（吉田盛彦）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(議会事務局長点呼、投票)

議長 (吉田盛彦)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (吉田盛彦)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番、三浦耕一君と 1 0 番、木本眞次君を指名します。

開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長 (吉田盛彦)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 2 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票 1 1 票、無効投票 1 票、これは白票でございます。

有効投票中、沖田公子君 1 0 票、井潤 治君 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票であります。したがって、沖田公子君が上富田町議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長 (吉田盛彦)

ただいま上富田町議会副議長に当選されました沖田公子君が議場におられますので、本席から、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により告知をいたします。

副議長に沖田公子君がなられました。

新副議長さんに就任のごあいさつをお願いします。

副議長 (沖田公子)

ひとことごあいさつ申し上げます。

このたび皆様のご推挙をいただき、副議長という栄職につかせていただくことになり、この上ない光栄と感激をいたしております。同時に、その任務の重さにひそかに不安を感じている次第です。幸いにすぐれた議長さんのもとであり、さらに先輩、同僚議員の皆様方のご支援をいただき、議会の運営に及ばずながら誠心誠意努力してまいりますの

で、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

当局の方に申し上げます。

これからの議事につきましては議会の構成でございますので、ご退席をしていただき、構成が終わりましたら再度出席をお願いいたします。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3時30分

（執行部退席）

再開 午後 3時31分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

日程第23 選任第1号

議長（吉田盛彦）

日程第23 選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任について、上富田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、上富田町議会常任委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、総務教育常任委員会6名、産業民生常任委員会6名。

平成20年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（吉田盛彦）

暫時休憩をします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時43分

議長（吉田盛彦）

再開します。

各常任委員会委員の皆さん方を事務局長より発表します。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

発表いたします。

まず、総務教育常任委員会、1番、山本明生議員、4番、吉田盛彦議員、6番、畑山豊議員、7番、奥田 誠議員、11番、池口公二議員、12番、井澗 治議員、以上の6名です。

続きまして、産業民生常任委員会、2番、木村政子議員、3番、三浦耕一議員、5番、大石哲雄議員、8番、沖田公子議員、9番、榎本 敏議員、10番、木本眞次議員、以上です。

議長（吉田盛彦）

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、ただいま事務局より発表したとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、ただいま発表しましたとおり決定しました。よろしくお願ひします。

暫時休憩をしますので、それぞれの委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いします。

委員会は第1委員会室で順次お願ひします。

初めに総務教育常任委員会、それが終わってから産業民生常任委員会の順でお願ひをします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時45分

（委員長・副委員長の選出）

再開 午後 3時54分

議長（吉田盛彦）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

総務教育常任委員長に畑山 豊君、副委員長に山本明生君、産業民生常任委員長に大石哲雄君、副委員長に木村政子君、以上のとおり選出されましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第24 選任第2号

議長（吉田盛彦）

日程第24 選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読をさせます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任について、上富田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、上富田町議会運営委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

平成20年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（吉田盛彦）

委員の選任について、いかがでしょうか。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

議長（吉田盛彦）

議長一任の声がございます。

ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

議長一任とします。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時40分

議長議長（吉田盛彦）

再開します。

お諮りします。

本日の会議時間については、会議の都合により、会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長します。

議長（吉田盛彦）

それでは議会運営委員会委員に、5番、大石哲雄君、6番、畑山 豊君、9番、榎本敏君、10番、木本眞次君、11番、池口公二君、12番、井濶 治君を委員会条例第7条第1項の規定により指名します。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、ただいま発表しましたとおり決定しました。よろしく願います。

暫時休憩をしますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時42分

（委員長・副委員長の選出）

再開 午後 5時00分

議長（吉田盛彦）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

議会運営委員会委員長に榎本 敏君、副委員長に大石哲雄君が選出されましたので、よろしくお願ひします。

日程第 2 5 選任第 3 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 5 選任第 3 号、上富田町議会特別委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

選任第 3 号、上富田町議会特別委員会委員の選任について、上富田町議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、上富田町議会高速道路対策特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6 名。

平成 2 0 年 5 月 1 6 日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（吉田盛彦）

委員の選任について、いかがでしょうか。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

議長（吉田盛彦）

議長一任の声があります。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

議長一任とします。

高速道路対策特別委員会委員に、1 番、山本明生君、2 番、木村政子君、3 番、三浦耕一君、6 番、畑山 豊君、7 番、奥田 誠君、1 1 番、池口公二君を委員会条例第 7 条第 1 項の規定により指名します。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、高速道路対策特別委員会委員の選任については、ただいま発表したとおり決定しました。よろしく申し上げます。

暫時休憩しますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時02分

（委員長・副委員長の選出）

再開 午後 5時07分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

委員長、副委員長の発表をします。

高速道路対策特別委員会委員長に奥田 誠君、副委員長に三浦耕一君が選出されました。よろしく願いをします。

日程第26 選任第4号

議長（吉田盛彦）

日程第26 選任第4号、上富田町議会特別委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

選任第4号、上富田町議会特別委員会委員の選任について、上富田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、上富田町議会広報特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

平成20年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（吉田盛彦）

委員の選任について、いかがでしょうか。

(「議長一任」と呼ぶ者あり)

議長(吉田盛彦)

議長一任の声があります。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。
議長一任とします。

議会広報特別委員会委員に、1番、山本明生君、5番、大石哲雄君、7番、奥田 誠君、8番、沖田公子君、10番、木本眞次君、12番、井澗 治君を委員会条例第7条第1項の規定により指名します。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の選任については、ただいま発表しましたとおり決定しました。よろしく願います。

暫時休憩しますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時08分

(委員長・副委員長の選出)

再開 午後 5時12分

議長(吉田盛彦)

再開をします。

委員長、副委員長の発表をします。

議会広報特別委員会委員長に井澗 治君、副委員長に山本明生君が選出されました。よろしく願います。

日程第 2 7 選挙第 3 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 7 選挙第 3 号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

事務局より朗読させます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

選挙第 3 号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙について、富田川衛生施設組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4 名。

平成 2 0 年 5 月 1 6 日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いません。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名します。

富田川衛生施設組合議会議員に、2 番、木村政子君、3 番、三浦耕一君、6 番、畑山豊君、1 2 番、井瀬 治君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました 2 番、木村政子君、3 番、三浦耕一君、6 番、畑山 豊君、1

2番、井澗 治君を富田川衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました2番、木村政子君、3番、三浦耕一君、6番、畑山豊君、12番、井澗 治君が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2番、木村政子君、3番、三浦耕一君、6番、畑山 豊君、12番、井澗 治君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

日程第28 選挙第4号

議長(吉田盛彦)

日程第28 選挙第4号、富田川治水組合議会議員の選挙を行います。

事務局より朗読させます。

議会事務局長(福田 誠)

選挙第4号、富田川治水組合議会議員の選挙について、富田川治水組規約第5条第2項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

平成20年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長(吉田盛彦)

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名します。

富田川治水組合議会議員に7番、奥田 誠君、8番、沖田公子君、10番、木本眞次君、4番、吉田盛彦を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました7番、奥田 誠君、8番、沖田公子君、10番、木本眞次君、4番、吉田盛彦を富田川治水組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7番、奥田 誠君、8番、沖田公子君、10番、木本眞次君、4番、吉田盛彦が富田川治水組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました7番、奥田 誠君、8番、沖田公子君、10番、木本眞次君、4番、吉田盛彦が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

日程第29 選挙第5号

議長(吉田盛彦)

日程第29 選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

事務局より朗読させます。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の選挙について、上大中清掃施設組合同規約第5条第2項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

平成20年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長(吉田盛彦)

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思い

ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決しました。

指名をします。

上大中清掃施設組合議会議員に1番、山本明生君、5番、大石哲雄君、9番、榎本敏君、11番、池口公二君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました1番、山本明生君、5番、大石哲雄君、9番、榎本敏君、11番、池口公二君を上大中清掃施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました1番、山本明生君、5番、大石哲雄君、9番、榎本敏君、11番、池口公二君が上大中清掃施設組合議会議員に当選をしました。

ただいま当選されました1番、山本明生君、5番、大石哲雄君、9番、榎本敏君、11番、池口公二君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

日程第30 選挙第6号

議長(吉田盛彦)

日程第30 選挙第6号、公立紀南病院組合議会議員の選挙を行います。

事務局より朗読させます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

選挙第6号、公立紀南病院組合議会議員の選挙について、公立紀南病院組合同規約第6条第1項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

平成20年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いをます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決しました。

本件については、申し合わせにより、現議長と前議長、もしくは議長が指名した議員をもって充てることとしますので、よろしくお願いをます。

指名します。

公立紀南病院組合同議会議員に8番、沖田公子君、私、吉田盛彦を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました8番、沖田公子君、私、吉田盛彦を公立紀南病院組合同議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました 8 番、沖田公子君、私、吉田盛彦が公立紀南病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました 8 番、沖田公子君、私、吉田盛彦が議場におりますので、本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により告知をします。

日程第 3 1 選挙第 7 号

議長（吉田盛彦）

日程第 3 1 選挙第 7 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

事務局より朗読させます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

選挙第 7 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定により、広域連合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、1 名。

平成 2 0 年 5 月 1 6 日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員は、前回同様、議長をもって議員に充てたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

それでは、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、吉田盛彦を指名します。お諮りいたします。

ただいま指名しました私、吉田盛彦を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、吉田盛彦が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

報告をします。

田辺周辺広域市町村圏組合議会議員につきましては、田辺周辺広域市町村圏組合同約第5条第2項の規定により、議長、吉田盛彦、副議長、沖田公子が組合議員となりますので、報告をいたします。

暫時休憩をします。

休憩 午後 5時20分

(農業委員会委員の議案配付)

再開 午後 5時25分

議長(吉田盛彦)

再開します。

日程第32 推薦第2号

議長(吉田盛彦)

日程第32 推薦第2号、上富田町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

事務局より朗読をさせます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

推薦第2号、上富田町農業委員会委員の推薦について、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員に下記の者を推薦する。

記。

氏名、大石哲雄。

住所は、上富田町岩田1650番地の5。

生年月日は、昭和23年3月17日。

平成20年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本件については、5番、大石哲雄君の一身上に関する件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により、大石哲雄君を除斥したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、大石哲雄君を除斥することに決しました。

大石哲雄君の退席を求めます。

（10番 大石哲雄君 退席）

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

ただいま議題となっています上富田町農業委員会委員に、大石哲雄君を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、上富田町農業委員会委員に大石哲雄君を推薦することに決しました。

（5番 大石哲雄君 着席）

ただいま大石哲雄君を上富田町農業委員会委員に推薦することに決しましたので、報告をします。

日程第 3 3 選出第 1 号

議長（吉田盛彦）

日程第 3 3 選出第 1 号、上富田町体育協会理事の選出についてを議題とします。
事務局より朗読させます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。
選出第 1 号、上富田町体育協会理事の選出について。
選出すべき数、2 名。
平成 2 0 年 5 月 1 6 日、上富田町議会議長。
以上です。

議長（吉田盛彦）

選出については、申し合わせにより議長により指名したいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。
議長より指名します。
上富田町体育協会理事に 2 番、木村政子君、3 番、三浦耕一君を指名します。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。
よって、ただいま発表しましたとおり決しました。
暫時休憩します。

休憩 午後 5 時 2 7 分

（執行部出席）

再開 午後 5 時 5 9 分

議長（吉田盛彦）

再開します。

日程第 3 4 議案第 3 8 号

議長（吉田盛彦）

日程第 3 4 議案第 3 8 号、監査委員の選任についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

議案第 3 8 号を説明します。

監査委員の選任についてでございます。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

井上秀男さんでございます。

上富田町生馬 9 9 3 番地の 3、昭和 1 3 年 1 月 2 1 生まれでございます。

池口公二さんでございます。

上富田町市ノ瀬 2 0 8 0 番地の 1、昭和 3 1 年 7 月 3 1 日生まれです。

平成 2 0 年 5 月 1 6 日提出、上富田町長小出隆道。

井上秀男さんにつきましては、平成 1 2 年 6 月 1 日に就任していただいています。任期は本年 6 月 9 日ですけど、引き続きお願いしたいと思います。

議会からは池口議員さんを監査委員にお願いしたいと思います。

池口さんは議長経験も積まれており、自治体の財務管理とか事業経営、管理等に詳しい方でございますので、2 人の方の選任同意についてよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本件については、1 1 番、池口公二君の一身上に関する件と認められますから、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、池口公二君を除斥したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、池口公二君を除斥することに決しました。

池口公二君の退席を求めます。

（ 1 1 番 池口公二君 退席 ）

議長（吉田盛彦）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号、監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

（11番 池口公二君 着席）

池口公二議員の監査委員の選任について同意を求める件、これは同意されましたので、報告をします。

ただいまお手元に配付してありますとおり、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

これらの申し出についてを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程第5として議題にすることに決しました。

追加日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について
議長（吉田盛彦）

追加日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題とします。

申出書を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

平成20年5月16日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

総務教育常任委員会委員長畑山 豊。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

調査事項につきましては、お手元資料のとおり、前回と同じ22項目としています。
お目通しをください。

2. 目的、所管事務調査。

3. 方法及び期間、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日、提出いたします。

1枚おめくりいただきまして、以下、委員長名と調査項目の件数を報告いたします。

産業民生常任委員会委員長大石哲雄。

1. 調査事項件数、前回と同じ24項目となっておりますので、よろしく申し上げます。

高速道路対策特別委員会委員長奥田 誠。

1. 調査事項、高速道路について、1件となっております。

議会広報特別委員会委員長井濶 治。

1. 調査事項、議会広報について、1件です。

議会運営委員会委員長榎本 敏。

1. 調査事項。

1) 議会の運営に関する事項、2) 会議規則、委員会条例に関する事項、3) 議長の諮問に関する事項。

以上、3件です。

以上、申し出いたします。

議長（吉田盛彦）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

平成20年第1回町議会臨時会を閉会するに当たり、お礼のごあいさつを申し上げます。

本臨時議会におきまして、吉田盛彦議員さんが議長に、沖田公子議員さんが副議長に選出されました。まことにめでたうございます。また、常任委員会、特別委員会、一部事務組合議会等の構成が改正されました。今後とも町行政にご協力をいただけるようお願いいたします。また、池口議員さん、榎本議員さんのもとで、この2年間のご協力をいただいたことを心より厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

本年度は、第2次の市町村合併問題で結論を出す年でもございます。現在は、市町村合併の状況を広報かみとんだで掲載していますとおり、4月より各種団体の役員会、総会で説明しています。また、5月23日より各地区の説明会も実施しますので、ご協力ください。その後のことにつきましては、町民の皆さんのご意見を集約して対応をします。

国、県、市町村とも財政が非常に厳しい状況であります。このような状況の中で、少ない予算を踏まえまして、新しい行政手法も取り入れられています。上富田町も昨年より、さわやか上富田協働推進事業で町民の皆さんより提案をいただき、その実施に努めています。成果も上がっておりと感じております。

このように、新しい提案を生かせるような行政を進めてまいりますので、今後ともご協力を賜りますようお願いしまして、閉会のあいさつとします。本当にありがとうございました。

閉 会

議長（吉田盛彦）

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了しました。
これにて平成20年第1回上富田町議会臨時会を閉会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。
よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。
これにて平成20年第1回上富田町議会臨時会を閉会いたします。
大変ありがとうございました。

閉会 午後 6時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 池口 公二

上富田町議会議長 吉田 盛彦

議事録署名議員 榎本 敏

議事録署名議員 木本 眞次